

長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、授乳又はおむつ替えができる場所等を提供することができる施設を長崎市赤ちゃんの駅として認定し、広く公表することにより、乳幼児（おおむね3歳以下の児童をいう。以下同じ。）及びその保護者等が安心して外出できる環境を整えるとともに、社会全体で子育てを応援する意識を醸成することを目的として実施する長崎市赤ちゃんの駅推進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、長崎市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）とは、長崎市に所在する公共施設、来訪者を限定しない民間施設で乳幼児及びその保護者等が授乳やおむつ替えで利用できる施設であって、市長が認定したものをいう。

（認定基準）

第3条 赤ちゃんの駅として認定する施設は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- （1） 授乳又はおむつ替えができる場所又は設備を有すること。この場合において、授乳ができる場所又は設備については、壁やカーテン等により第三者から見えないようにするなど、プライバシーの確保に配慮されていること。
- （2） 授乳又はおむつ替えができる場所又は設備を無料で提供できること。
- （3） 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者が管理する施設でないこと。
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業又はこれらに類似する営業を営む施設でないこと。
- （5） その他事業にふさわしくないと市長が認める施設でないこと。

（認定）

第4条 赤ちゃんの駅としての認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、施設の管理者とし、前条第2号に規定する場所又は設備（以下「提供内容」と

いう。)、提供することができる日及び時間(以下「提供日時」という。)その他必要な事項を記載した長崎市赤ちゃんの駅認定申請書兼誓約書(第1号様式)に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、長崎市赤ちゃんの駅認定申請書兼誓約書の提出がなされたときは、その内容を審査し、現地確認等を行った上で、前条各号の要件をいずれも満たすと認めるときは、当該施設を赤ちゃんの駅として認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により赤ちゃんの駅の認定をしたときは、長崎市赤ちゃんの駅認定証(第2号様式)を申請者に交付するとともに、表示用ステッカーを交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により赤ちゃんの駅として認定をした施設(以下「認定施設」という。)を長崎市赤ちゃんの駅認定施設台帳(第3号様式。この項において「台帳」という。)に掲載し、第6条第1項の届出がなされた場合は、台帳を変更するものとする。

(認定内容の公表)

第5条 市長は、認定施設の名称、所在地、提供内容、提供日時等の情報をホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

2 認定施設の管理者は、赤ちゃんの駅である旨をホームページや広告等に表示することができる。

(認定内容の変更等)

第6条 認定施設の管理者は、認定された内容を変更し、又は認定施設を廃止しようとするときは、長崎市赤ちゃんの駅認定内容変更・廃止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定施設が、第3条第1号、第2号又は第5号に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかになったときは、認定を取り消すことができる。

3 市長は、認定施設が、第3条第3号又は第4号に該当しないことが明らかとなったときは、直ちに認定を取り消すこととする。

4 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、理由を付して長崎市赤ちゃんの駅認定取消通知書(第5号様式)により、当該取消しに係る施設の認定施設の管理者に通知するものとする。

(表示用ステッカーの掲示)

第7条 認定施設の管理者は、表示用ステッカーを施設の出入口その他利用者の目に

付きやすい場所に掲示するものとする。

2 認定施設の管理者は、表示用ステッカーが破損又は劣化した場合は、市長に交換を申し出るものとする。

3 認定施設の管理者は、認定施設を廃止し、又は認定を取り消されたときは、当該日以降、表示用ステッカーを掲示してはならない。

（施設の管理及び利用の制限等）

第8条 認定施設の管理者は、認定施設の衛生管理に努めるとともに、利用者の安全確保について、十分に配慮するものとする。

2 認定施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供日時においても利用を制限し、又は利用者に退去を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

（1） 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

（2） 利用者が、認定施設の管理者の指示に従わなかったとき。

（3） 認定施設の都合により、臨時的に休止する必要が生じたとき。

（4） その他施設管理上の支障があるとき。

（実施状況の報告等）

第9条 市長は、認定施設の管理者に対して、必要に応じ、事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、認定施設の現状を確認することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成28年6月9日告示第467号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第201号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

長崎市赤ちゃんの駅認定申請書兼誓約書

年 月 日

（あて名）長崎市長

申請者 所在地

氏 名

（団体の場合は、団体名及び施設の管理者名）

長崎市赤ちゃんの駅の認定を受けたいので、長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

また、申請に当たり、長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱第3条第3号及び第4号に該当する施設であることを誓約します。

この誓約事項に違反した場合は、認定の取り消しに異議なく応じます。

施 設 の 名 称			
所 在 地			
電 話 番 号		ホームページアドレス	
提 供 内 容	☐ 授乳ができる場所又は設備(設置場所_____) ☐ おむつ替えができる場所又は設備 (設置場所_____)		
提 供 日 時	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 時 分 ～ 時 分		
備 考			
ステッカー希望枚数	枚		

連絡先

担 当 者 氏 名		電 話 番 号	
F A X 番 号		メー ル ア ド レ ス	

- ※ 提供内容を確認できる図面、写真等を添付してください。（公表可能なもの）
- ※ 備考には、子ども用トイレ、ベビーチェア等子育て関連の設備が他にもある場合及び利用するに当たって特別な条件がある場合は、記入してください。
- ※ 施設の名称から備考までの欄の内容は、市のホームページ等で公表することがあります。
- ※ ステッカーは希望枚数を配布できないことがあります。

第 2 号様式（第 4 条関係）

様

長崎市赤ちゃんの駅認定証

次のとおり、長崎市赤ちゃんの駅として認定します。

1 認定番号	第 号
2 認定日（変更認定日）	
3 施設の名称	
4 所在地	
5 提供内容	☐ 授乳ができる場所又は設備の提供 ☐ おむつ替えができる場所又は設備の提供
6 提供日時	

※上記認定内容に変更等があった場合は、速やかに長崎市へ届け出てください。

年 月 日

長崎市長

印

第3号様式（第4条関係）

長崎市赤ちゃんの駅認定施設台帳

認定 番号	認定年月日	施設 区分	施設名称	所在地	提供内容	提供日時	電話番号	廃止 年月日
		民間 公共						
	(変更年月日)	(変更後) 民間 公共	(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	
		民間 公共						
	(変更年月日)	(変更後) 民間 公共	(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	

第4号様式（第6条関係）

長崎市赤ちゃんの駅認定内容変更・廃止届

年 月 日

長崎市長 様

申請者 所在地

氏 名

（団体の場合は、団体名及び認定施設の管理者名）

長崎市赤ちゃんの駅の認定内容について、変更・廃止しますので、長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

1 認定内容の変更

認定番号及び施設の名称		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更時期		

2 認定の廃止

認定番号及び施設の名称	
廃止理由	
廃止時期	

第5号様式（第6条関係）

長崎市赤ちゃんの駅認定取消通知書

年 月 日

様

長崎市長 印

長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり長崎市赤ちゃんの駅の認定を取り消します。

施設の名称	
所在地	
取消理由	